Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-28

近代初期における家・同族団の再編 : 三井・相続講を事例にして

多田, 哲久

(Citation)
社会学雑誌,17:155-168

(Issue Date)
2000-03-01

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81010954

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010954

近代初期における家・同族団の再編

——三井・相続講を事例にして——

多田哲久
神戸大学大学院文化学研究科博士課程

一　はじめに

本稿は、日本の家族企業の生成過程を、家・同族的側面から社会学的に考察したものである。これは、ひとつに家族企業における家族の二つの曖昧性を払拭すること、もうひとつに別家の側から見た家・同族を描くことを通して、日本の家族企業の生成過程を多角的に明らかにすることを狙いとしている。

家族企業論の家族において社会学的に曖昧さの残る点のひとつは、家族企業の説明に当たって、企業と結びつく対象が家族の場合と、家の場合とがある点である。社会学においては「有賀―喜多野」論争に見られるように、家と家族とをどのように捉えるかは重要な課題であったが、家族企業論においてはこの点が必ずしも明示化されないまま考察が行われてきたと言えよう。もうひとつの曖昧性は、家族企業論が家として議論されている場合にも、新たに法制化されつつある近代の家と、近世の家の展開とが、それぞれ家族企業とどのように結びついてきたのか未整理なまま議論されてきた点である。

つまり日本の家族企業と一口に言っても、企業と結びついている対象は、近世の家、近代の家、家族という三つの対象が混在していたということ、逆に言えば、これまで家族企業論は、近世の家、近代の家、家族という三つの区別を明確にした上で、それぞれの特徴や相互連関を追究するという形では展開されてこなかったということである。

また、別家の側から描くことの意義は次の点にある。都市における大商家の家・同族団は社会学よりも、むしろ経営史において業績が蓄積されてきているが、学問的性格に厳密であるほど、別家は奉公人制度の延長線上で、経営に関わる限りで考察されることになる。したがって、近世同族団における別家の所有権や経済機能として、本家の側か

ら言及されることになり、家族企業の生成過程においては、別家が所有権を剝奪されるとともに、経済機能が低下していき、如何に本家から切り捨てられていったのかが焦点となってくる。

例えば、経営史家の安岡重明は別家制度の改変の方向について次の四点を挙げている。「第一。主家（商家同族団）の家産の所有と管理に対する別家たちの潜在的な発言権の否定。……第二。家制度の側面から見た別家の同族団からの排除。……第三。しかしながら大商家の主人側は、元の使用人たちの平穏な生活の維持に無関心ではなかった。……第四。徒弟奉公をへて、のれん分けを許され、その何割かが主家の経営者となる制度は、慣行的・伝統的であり、明治以降の新しい社会経済状況に対応できる制度ではなかった」［安岡、一九九八b、二〇二―二〇四頁］。これは、総じて、本家の側から見た、所有権の問題や経済機能の問題に即して改変の方向を示している。商家同族団の総体把握やその変容、家族企業の生成過程を多角的に明らかにするためには、別家の側から見た家・同族団の考察も付け加えていく必要があろう。

そこで本稿では、先行条件としての近世の家・同族団が、近代に入って如何に変容あるいは展開していったのかを、三井の別家組織である相続講を事例に考察していくこととする。先行条件としての近世の家や家連合については、すでに三井の別家を事例として考察を試みているが［多田、一九九九］［多田、二〇〇〇］、ここでのポイントは、大商家における別家としての家が株として存在し権利・義務が付帯していた点、同族関係は株としての家に付帯した権利・義務関係として捉えられる点にあった。

近世の家に対して、近代の家や家族の相異点は次のようになる。中野卓は、近代に入ると明治民法によって、家のメンバーシップから非親族成員が排除され家族と同義になったことについて論述している［中野、一九七八、一〇六―一九三頁］。ここから近世の家と、近代の家や家族との概念的区別は、メンバーシップが親族関係をコアとしているのか否かという点から行われていることが分かる。また近代の家については、中野においては「家＝家族」と捉えられているから、その特徴が積極的に位置づけられているわけではないが、本稿では戸主権、家督相続を根幹とする法制史上の家を指すことにしておきたい［有地、一九九三、二頁］。

以下、二節では家族企業論を、家・同族論の観点から整理して論点を明確化していく。三節では三井の別家組織である相続講を事例として取り上げ、近代以降の家・同族団の変容と展開を考察していく。

二　家族企業論の整理――家・同族論の観点から――

本節では、経営史家の中川敬一郎、安岡重明の家族企業に対する所説を整理し、家族企業論の問題点を明確化していきたい。

中川は家族企業を次のように位置づけている。「『財閥』とは一般に後進国の工業化過程に特有な企業集団である、という理解が成立つように思われる。すなわち、『家族』という本能的群居集団のあり方が社会組織の基本原理となっているような伝統的社会が、先進工業国との国際競争裡に強力な工業化を急速に推し進めようという場合、その後進国的工業化の経済主体として必然的に発生する企業集団が『財閥』なのである」［中川、一九六九、一九〇頁］。つまり中川は、家族企業は、産業化の未成熟な段階に現れる過渡的形態として捉えている。そして家族については明確な定義が見当たらないが、別稿においてインドの合同家族を取り上げたり、家族的血縁的忠誠心という表現を使用しているから［中川、一九八一、二四六頁、二四八―二四九頁］、親族関係をコアとしている集団と捉えていると解される。

これに対して安岡は、「同族的結合が財を築いた人びとの利益を守り、一族の繁栄を維持するものであるなら、これは日本に限らず、他の諸国においてみられてもよいはずである。そう思って見わたすと、ヨーロッパでは、ロスチャイルド（現在はロンドンとパリ）、クルップ、フリートリッヒ・フリック（西独）などがある。近代市民社会のモデルのように思われているアメリカ合衆国においても、デュポン、ロックフェラー、モルガン、メロン、クーンローブなど、現に同族的大企業であるか、かつてそうであったものが目につく」［安岡、一九九〇、一三〇頁］と述べている。つまり安岡は、経済の発展段階や家族にこだわらず、家族と企業の結合、即、家族企業であるとしている。

また、安岡は家について次のように述べている。「男女の結合および親子の結合が、単純に生活を共にするという関係にとどまらないで、イエ的な現象を呈するのは、その家族構成員が共に守るべきなんらかの社会的に価値ありと見なされるものをもつことによる。その〝価値あるもの〟とは、家禄（武士の場合）、家産（商人・職人・農民の場合）、先祖の名声、その家系の社会的地位などである。そして価値ある物が夫とか妻とかという個人に属さないで、その家族員全員の享受すべきものであるとき、それら諸個人に対しそれを享受する代償として一定の拘束ないし規範が生じ、家族員はその規範に属することになる。私は、このような現象をイエ的現象と呼ぶ」［安岡、一九九〇、六九頁］。

そこで両者の家族を整理して見ると、中川の場合、先に

述べたように、メンバーシップは親族関係をコアにしているから、本稿の家族に含むことができる。また安岡の場合、「男女の結合および親子の結合」という表現にもあるように、イエ的現象という用語は使用しているが、メンバーシップは親族関係を念頭に置いている。またイエ的現象の内容自体も、諸外国・諸地域の家族も集団である以上、共同の結果として全体志向が生じ、家族全体の規範が生まれることを考えれば、むしろ家族全体に関する側面が抽象化された家族規範の一部として扱える。したがって、両者は用語上、家族や家を使用しているが、企業と結びつく対象は、本稿の家族に収束していると言えよう。

ところが、日本の家には非親族成員が正式な構成員として含まれていたことに一つの特徴があった。「有賀―喜多野」論争においても、家における非親族成員の存在をどのように説明するかという点は、諸外国・諸地域とは異なる日本の家のメンバーシップ上における相異点を取り扱っており、また両者の依って立つ家論の相異を明瞭に物語っている点でもあり、重要な論点であった。喜多野は非親族成員の存在に対して、ウェーバーの家父長制論を下敷きにした家長の召使・譜代下人に対する扶養として説明し［喜多野、一九六五、三四頁］、有賀は経営体としての経済的必要性に関わるものとして説明している［有賀、一九七二、一二五頁］。

確かに、近代中期以降の家族企業をもっぱら研究対象とする場合、メンバーシップ上は非親族成員が排除されていくことになるから、家と家族とを同義に捉え、先行条件である近世の家意識を家族規範の問題として持ち出すことは、諸外国・諸地域の家族企業を比較していく上で有効であろう。しかしながら、近代初期の家族と企業がそれぞれ生成途上にある時期を問題とする場合、「家＝家族」としては結論から議論を開始していることになる。まずは近世の家と家族とを概念的に明確に区別しておく必要があろう。

また、日本の家に非親族が含まれていたということは、少なくとも初発段階においては、日本の家族企業は、諸外国・諸地域とは異なった側面を伴っていたことになる。このことは家族企業自体を固有の形態へと導く可能性、さらには産業化を固有の形態に導く可能性を秘めている。先に見たように、中川は家族企業を過渡的形態として扱っており、安岡は家族企業を普遍的形態として扱っているが、この視点では固有性は当然指摘されるし、場合によっては重視もされるが、固有性自体を積極的に位置づけていくものとは言えない。こうした集団や社会の固有性――このこと自体は日本に限らず、欧米でもアジアでも同様である――をどの程度重視していくかは難しい問題であるが、いずれにしても、非親族が含まれていた以上、家族企業における親族、すなわち所有側や経営側に焦点を当てることは言うまでもなく重要であるが、それに加えて非親族、す

なわち所有していない側、経営管理される側から見た家・同族団の変容あるいは展開という視点も必要なことになる。このことを本稿に即して言えば、近世大商家・三井の別家の側から見て、家・同族がどのように変容あるいは展開していったのかを明らかにすることになる。

そこで次節では、まず三井における別家の特徴について概観した後、「本家―別家」関係がどのように変容していったのかを明らかにする。そして最後に別家から見た近世の家の展開やその意味を明らかにしていきたい。

三　別家の近世と近代における異同

（一）別家の特徴

まず別家の特徴を「西京相続講中履歴書一綴」（三井文庫所蔵、別二五七〇）を使用して見ておきたい。[1] この史料は明治一五年（一八八二）に三井に提出されたもので、西京相続講に加入した別家八九軒が自家の履歴（各家代々の当主名、実子・養子の別、職歴、相続講加入年など）を、現当主名義あるいは当主が死亡している場合は、その母、妻、娘、姪などの名義で簡潔に記したものである。[2]

この史料によると、一番古い別家の職歴は、山下家初代甚蔵の元禄八年（一六九五）、京本店出勤である。また、一番古い別家の相続講加入年は、高橋家初代徳兵衛の享保九年（一七二四）であり、これは相続講が創設された年に当たる。明治一五年（一八八二）時点における各家の代数は表1の通りである。明治一五年（一八八二）当時、九代目が三軒あり最も古いが、他方で初代も七軒ある。二代目となっている家が全体の三割強を占め最も多く、次いで三代目、四代目となっている。二代目、三代目で全体の五割強を占めており、各家の代数を平均すると、三・六代目となる。大阪の別家の平均は三・三代目であるから［安岡、一九九八a、一四一頁］、西京の方が若干古い履歴を持っていることになる。

次に、各家代々の家督相続における先代との続柄と、各家代々の勤務先とを見てみると、表2のようになる。表2右の合計にあるように先代との続柄としては、実子相続は全体の四三・六%、実子と親族（弟、孫、次男）を合わせると四六・二%になる。これに対して、養子相続は全体の五〇・二%である。大阪の別家の場合、実子相続は二四%、養子相続は七六%であるから［安岡、一九九八a、一五四―一五五頁］、西京の方が実子相続の比率が高いことになる。[3]

表2下の合計から各家代々の勤務先について見てみると、五六・四%が三井店、三井家、田宮店[4]（三井別家）のいずれかに勤務しており、三九・二%が「三井に勤務せず」となっている。この内、五〇・二%を占めている養子の勤務先について見てみると、六五%が三井店、三井家、田宮店

表1　明治15年（1882）当時の別家各家代数

代数	一代目	二代目	三代目	四代目	五代目	六代目	七代目	八代目	九代目	合計
軒数	7 7.9%	30 33.7%	15 16.9%	13 14.6%	8 9.0%	7 7.9%	5 5.6%	1 1.2%	3 3.4%	89 100%

出典［別 2570］より作成。

表2　先代との続柄と勤務先

勤務先 続柄	三井店	三井家	田宮店 （三井別家）	幼年で 無職	三井に 勤務せず	不　明	合　計
実子	46 46.5%	2 2.0%	4 4.0%	1 1.0%	46 46.5%		99（43.6%） 100%
親族（弟、孫、次男）	2 33.3%				4 66.7%		6（2.6%） 100%
養子	72 63.2%	1 0.9%	1 0.9%	2 1.8%	38 33.3%		114（50.2%） 100%
不明					1 12.5%	7 87.5%	8（3.5%） 100%
合計	120 52.9%	3 1.3%	5 2.2%	3 1.3%	89 39.2%	7 3.1%	227（100%） 100%

出典［別 2570］より作成。

（三井別家）のいずれかに勤務している。この場合大きくは、別家自体に家督相続人がいないために三井から養子を貰うケース、別家に家督相続人がいるか否かに関わらず三井から強制的に養子が送り込まれるケース、の二つが考えられる。

さらに表2からは別のケースも考えられる。表2では養子の三三・三%が「三井に勤務せず」となっているから、三三・三%は三井と直接関係のないところから養子にきて、その後も三井には勤務していないことになる。また四三・六%を占めている実子の勤務先について見てみると、「三井店」と「三井に勤務せず」が同率である。したがって三井の別家当主といっても、必ずしも三井に勤務関係を持っていなければならないわけではなく、三井の別家は成員面・経営面において三井に対して一定の自立性を保持していたことも示されていると言えよう。

それぞれの家督相続が実際にどのように行われていたのかについては、今のところ明らかにし得ていないが、別稿で事例として取り上げた中井家を見る限り、別家は自力で存続繁栄を図ろうとしており、三井に成員面や経営面で必ずしも従属的であったわけではない［多田、二〇〇〇］。安岡重明は、大阪の履歴書を事例として、三井の別家を、有能な奉公人の老後の送込先として、経営優位に設定されたものと捉えているが［安岡、一九九八a、一五七頁］、三井の

別家がすべてこのケースに属していたとは言えないであろう。安岡の指摘で重要な点は、別家の家督相続において、現当主から実子への家督相続が必ずしも優先しないこと、すなわち、別家の対内的な家族事情が必ずしも通用しないことを踏まえている点にあるが、別家も主体的に自家を存続繁栄させていこうとしていたとすれば、別家は家族の論理を超えていたのみではなく、三井の側から見た経営の論理にも包摂され得ない存在であったことになる。

この問題は突き詰めれば、結局、別家としての家とは何かという問題に行き着くが、この点は後に見ていくこととして、次節ではまず近代に入っての三井の「本家―別家」関係の変容を見ておきたい。

（二）「本家―別家」関係の変容

近世における三井の別家については、すでに別稿で触れているが、本稿との関わりで要約しておけば、別家は退役するときの役職に応じて、上級別家である家督と中下級別家が所属する相続講の二つに大きく分けられていた。また別家には、暖簾の授受関係がある別家と、授受関係がない別家が存在した。したがって組み合わせとしては、暖簾を同じくする家督、暖簾の異なる家督（暖簾のない家督）、暖簾を同じくする相続講各家、暖簾の異なる相続講各家（暖簾のない相続講各家）、暖簾のみ持つ別家、の五つの別家が存在していたことになる［多田、一九九九、四三―四八頁］。

近代の改革では、別家の一本化が行われることになった。すなわち、明治四年（一八七一）の「暖簾内規則」（三井文庫所蔵、本一二一九―六）により、家督と相続講との区別はなくなり、家督も含めた別家すべてが、大元方支配下の相続講に加入すべきものとされた。ここで大元方とは三井の家政と家業の統轄機関のことである。そして別家は、これ以降、直接三井と関係を形成するのではなく、相続講を介して三井と関係を形成することになった。

この改革で重要な点は、別家＝相続講員として、その資格を明確化させられたことである。近世においては、上述のように、いくつかの組み合わせがあった。つまり、相続講への加入は別家の資格と同義というよりは、中下級の別家に付帯する権利の一つであったのである。それが近代の改革により、相続講の構成各家が、即、別家となることになった。相続講への加入権が別家としての家に付帯していた状態から、相続講の加入権を得ること自体が別家のメルクマールとなる状態へと変容したことになる。

したがって明治四年（一八七一）以降、別家の変遷を辿るには、相続講自体がどのような変遷を辿るのか、さらに相続講が管理される大元方がどのような変遷を辿るのかということを考察する必要がある。

そこで、別家が一本化されることになる大元方の変容について簡単に見ておきたい。三井の家政改革は、幕末維新期には、度々倹約に関する申し渡しが同苗や店に対して出されたが、明治三年（一八七〇）の「改正申渡覚」に至って、組織自体の部分的改革が行われることとなった。そして根本的な組織改革は、三野村利左衛門が三井家政の全権を委任される明治六年（一八七三）に本格化した。三野村の家政改革は、明治七年（一八七四）の「大元方改正条目」「大元方規則」や、明治九年（一八七六）の「盟約書」へと結実していった。

三野村の家政改革の中で、別家に関わる重要な点の一つは、「主従持合いの身代」として三井同苗と別家とを含んだ三井組＝大元方をつくる構想があったことである［三井文庫、一九八〇、一六九―一七三頁］。この構想は近世と異なる次の二点を含んでいた。第一点として、三井組において別家を把握するということは、家との関係において別家を把握していた近世三井とは異なっていたことである。別家の所属や忠誠の対象は、家ではなく、三井組という一種の法人に向けられている。こうした家政改革の流れは、一般的に言えば、家からの企業の分離という文脈に沿った改革であり、端的に言えば、三井の別家は三井家との関係から三井組という企業との関係に組み替えられたことになる。

第二点として、「主従持合いの身代」という表現にもあるように、本家と別家を同列に置く考え方は、別家が家産の持分権から排除されていた近世三井とは異なっていたことである。もっとも、同列という考え方自体は、家産に対する持分権に限定されるものではなく、より広い意味を含んでおり、三井においてはユニークかもしれないが、近世商家においては必ずしも特異なことではなかった(5)。ここで重要なことは、「主従持合いの身代」という表現が、近世的な家秩序を採用しつつ、家とは異なる集団へと別家を組織的に包摂していく機能を潜在的に果たした点にある(6)。

その後、大元方はいく度かの改革がなされていくが、そうした中で相続講自体は、三井が新たに家憲を制定する明治三三年（一九〇〇）の段階で、大元方の管理から切り離されている。つまり、別家は家関係から企業関係へと組み替えられた後、さらにこの企業関係からも切り離されたことになる。そこで相続講は新たに相続会を設立、この相続会は現在も財団法人三井相続会として続いている。

したがって、「本家―別家」関係の変容は、明治四年（一八七一）から明治三三年（一九〇〇）までは、別家＝相続講員の明確化と、家関係から企業関係への組み替え、明治三三年（一九〇〇）以降は三井からの切り離しとしてまとめられる。

別家が家関係から企業関係に組み替えられたということは、三井の側から見て組織上、別家の機能の中では、経済

機能が主たる関心事となってくるであろう。前節の安岡の指摘にあるような、経済機能に特化した別家が存在していたとすれば、こうした別家は近代三井にとっては好都合な存在であったことになる。と同時に、経済機能が低下すれば、三井が別家を維持していく必然性がなくなることにもなる。

ところが、前節でも見たように、別家の側にも主体的側面があったとすれば、別家の側から見た別家の機能にも注目していく必要があろう。この場合、別家の側から見れば、三井との関係は、もともとは家関係であり、経済機能に限定されるものではなかった点が重要である。三井の側から見た別家の機能低下が、別家の側から見た別家の機能低下と直結するわけではないということである。

では、三井の別家が別家であることのメリットは何であったのか。次節では、別家の側から、別家としての家の展開を見ていきたい。

(三) 近世の家の展開

三井の別家が別家であることのメリットは何か。近世三井においては、別家としての家は、株として存在していた。ここで株とは、対外的に設定され、外在的に存在していた点に特徴があり、種々の権利が付帯していた。この意味で、三井の別家が別家であることのメリットは、別家としての家に付帯した権利にあったと言える。またそれゆえに、大商家である三井の「本家―別家」関係は権利・義務関係として立ち現れ、動態性――条件が整えば、系譜関係が形成され生活連関は包括的にも限定的にもなるし、逆に条件が整わなければ、系譜関係や生活連関は解消するという性格――を示すに至っていた[多田、二〇〇〇]。

別家としての家が株として存在していたという場合、単に価値あるものを守るというような家成員共通の対内的事情から、家成員にのみ通用する形で、家が株化していくこととは異なっている。こうした対内的事情で家が株化することは、先の安岡の指摘にあるように、何も日本に限られることではなく、欧米においても見られる現象である。近世における株化は、家成員以外によってなされ、それゆえに家成員自身を超えている点に特徴があった。

そこで、近代における別家のメリットを考える場合、まずは近代に入って別家の家が株として存在していたのか否かという点が問題となる。まず対外性について見ておきたい。近代三井の別家としての家が対外的に設定されているのか否かは、別家が対内事項の決定について三井に承認を求めているのか否かを見ることで置き換えることができる。史料1は明治二四年(一八九一)に中井家四代目三郎兵衛が結婚承認を三井に求めた願書、史料2は明治三二年(一八九九)に乾家が養子を貰ったため、家督相続の承認を三

井に求めた願書である。

史料1　御届書［三井文庫所蔵、中井七］

油小路四条上ル町　中米興右衛門
娘　つた

右つた義、此度私妻ニ貰請、来ル十五日結婚仕度候間、此段御届申上候也

明治廿四年五月十三日　中井三郎兵衛

相続講重係御中

前書之通申出候ニ付、此段及御届候也

相続講重掛リ
山中傳兵衛
浅井文右衛門

大元方出張所御中

史料2　家督相続人貰請願書届［三井文庫所蔵、中井七］

大坂府北河内郡津田村　小原茂平
長男　茂　三十一年

右之者、此度家督相続人トシテ貰請、先代ノ名跡ヲ為相継申度候間、此段親族連署之上御願申上候也

右　乾くに　印
本人　茂　印
親類惣代　中井三郎兵衛　印

明治三十二年八月十二日

相続講御中

本文之通届被出候ニ付、此段元方様へ及御届ニ置候也

当番重掛リ　山岸嘉造　印

史料1、史料2から、明治四年（一八七一）に相続講の組織変更が行われた後も、別家の結婚や家督相続において、相続講を介して、三井の承認が必要であったことが分かる。

次に外在性についてである。別家としての家が外在的に存在しているのか否かは、家が個人や集団を超えて物象化しているのか否かで判断できる。そこで明治七年（一八七四）の史料を見ると、相続講所属の別家七九軒中五軒（上京在住で妻名義二軒、他村在住一軒、大阪在住二軒）が休株となっており、株という表現がそのまま使用されている［追一三〇四―三］。休株の内、檜常助について見てみると、彼は檜家の初代であり、嘉永四年（一八五一）に京糸店へ出勤、慶応四年（一八六八）に支配役で退勤、明治四年（一八七一）に相続講の改革に伴い入講している［別二五七〇］。明治七年（一八七四）には、大坂へ引っ越しており休株となった。そして明治一四年（一八八一）には再入講しており［追六八一―三］、明治一八年（一八八五）には「不如意ニ付預金下戻願出候ニ付願之通元利下戻退講申渡候事」として退講している［別二五七〇］。檜が大坂に引っ越している間、具体的にどのように株が管理されていたのかは不明であるが、退講に伴い元利下戻が行われているこ

表3　西京相続講への加入状況

年次	明治4年	明治7年	明治14年	明治15年	明治18年	明治28年	明治30年	明治33年
加入軒数	82	79	76	89	83	84	75	84

出典　明治4年は［続 1284］、明治7年は［追 1304-3］、明治14年は［追 681-3］、明治15年と明治18年は［別 2570］、明治28年は［続 2346-10］、明治30年は［続2346-11］、明治33年は［続 2393-4-1］より作成。

註，明治7年は、79軒中5軒が休株となっている。

とから、株には、元利下戻の権利が付帯していたと解される。そして重要な点は、株の権利は、株の担い手が不在の場合、休株として維持されていたことである。このように株は、個人や集団の存在とはかかわりなく、三井の側にとっては管理対象として、別家の側にとっては権利対象として物象化していたことになる。

簡単な素描ではあるが、こうして見ると、近代においても三井の別家は株として存在しており、権利が付帯していたと言える。したがって、別家の側にとって、近代における別家としての家の機能は必ずしも低下したとは言えないことになる。また別家の側にとって、別家としての家に権利が確保されている限り、別家と三井との関係が家関係であるのか、企業関係であるのか、さらに企業関係からも切り離されるのかは二義的な問題となる。明治三三年（一九〇〇）に相続講が三井から切り離された後、相続会として新たに再生したのも、別家にとっては、依然として三井の別家であることに意味があったからと言えよう。

このことは相続講の加入権数を見ても確認できる。表3は明治四年（一八七一）から明治三三年（一九〇〇）までの西京相続講の加入状況を調べたものであるが、ピークは明治一五年（一八八二）であり、三井から切り離される明治三三年（一九〇〇）時点でも明治四年（一八七一）時点に比較して加入軒数は増加している。

また、明治三三年（一九〇〇）以降、別家は三井から切り離されたとはいえ、このことは別家と三井との関係の断絶を意味してはいない。史料3は、相続会の規約全三八條の中から、三井と相続会の関係について触れている箇所を抜き出したものである。

史料3　相續會規約［三井文庫所蔵、続二三九三―四―一］

第二十六條　各會員ハ毎年四月及ヒ十月定期總會ヲ開クノ日ニ於テ先ツ相共ニ八阪北野兩神社ニ參拜シ三井家ノ繁榮ヲ祈リ其祖先ノ靈ヲ祭リ總會後懇親會ヲ催スヘシ

第二十八條　評議員會ハ三井家又ハ會員ノ吉事凶變ノアル場合ニ應スル爲メ一定ノ規定ヲ決議シ吉凶ノ起ルニ際シテハ本會ノ名ヲ以テ慶弔ノ禮ヲ行フモノトス

第二十九條　三井家又ハ會員中ニ吉事凶變ノアルニ際シ多數ノ助手ヲ要スルトキハ會員ハ會長ノ通知ニ依リ速ニ助手ノ勞を執ルヘシ

第三十六條　本會ハ第三十一條ニ依リ救助金ヲ寄贈スルニ方リ受贈者カ三井家ヨリ受領シタル暖簾章及ヒ三井家祖先ノ靈牌ヲ還附セシムルコトアルヘシ

第二十六條では毎年四月と一〇月の定期総会を開く日に八阪神社と北野神社に参拝し三井家の繁栄を祈りその祖先を祭ること、第二十八条では三井家に吉凶があるときは相続会の名で慶弔の礼を行うこと、第二十九条では三井家に吉凶があり多数の助手を要するときは助手の労を執るべきことが取り決められている。また第三十六条からは別家に三井家祖先の霊牌が与えられていたことが分かる。こうした取り決めや事実を見ると、少なくとも別家と三井との関係は、三井の側における経営的側面や所有的側面からの切り離しによって断絶するのではなく、生活連関として見れば継続していたことが指摘できよう。別家としての家は明治三三年（一九〇〇）以降も、相続会内部の別家同士の関係においてのみ意味を持っていたのではなく、三井との生活連関の下に意味を持っていたことになる。

このような株としての家は近世の家が展開したものである。近代の戸主権、家督相続を根幹とする家とは異なっており、法制度において保証されているものではない。その意味で、株としての家は慣行的なものであったと言えるが、それは必ずしも脆弱なものであったとは言い切れない。三井の別家としての家は、近世においてすでに支配的・地域的なものを基盤に成立しているというよりは、三井や商人社会を基盤に成立していたと考えられるからである［多田、二〇〇〇］。そうだとすれば、近代においても、法制度の保証は言うまでもなく家の存立にとって重要な基盤ではあるが、別家の側の経営上、日常生活上の必要性も家の強固な存立基盤になり得るのではなかろうか。

四　おわりに

三井の「本家―別家」関係は、明治四年（一八七一）から明治三三年（一九〇〇）までは、別家＝相続講員の明確化と、家関係から企業関係への組み替え、明治三三年（一九〇〇）以降は三井からの切り離しとしてまとめられる。こうした家政改革は、三井の側から言えば、近代の法制度に沿った、メンバーシップの親族関係への限定と、近世の家からの企業の分離に対応している。この文脈においては、近世の家・同族団は近代において徐々に機能を低下させていき、やがて消滅する流れとして描かれることになる。

しかしながら、別家の側から言えば、この家政改革は異なる流れとして描かれる。「本家―別家」関係の構成単位となる別家としての家は、近代に入っても株として存在しており、別家の側にとって、経営上、日常生活上、必要不可欠のものとして存在し続けていた。このことは、明治三三年（一九〇〇）に、相続講が三井から切り離された後に、相続会を設立したことにも現れている。また三井の側が、別家の企業への組み替えや切り離しを柔軟に行うことができたのも、株としての家に別家に対する生活保障が担保されていたからと言える。この文脈においては、近世の家・同族団は近代においても存立する基盤があり、単純に消滅するであるとか、単なる残存であるとは言えないことになる。

明治三三年（一九〇〇）以降においても、相続会は規約において三井との関係を規定していた。三井からの相続講の切り離しは、経営的側面や所有的側面についてであって、必ずしも生活連関の断絶を意味してはいなかった。

したがって、日本の家族企業は、近代の家や家族が結びついているだけではなく、近世の株的な家を伴って成立していた企業のことを指すことになる。こうした資本家家族との結びつきに還元できない在り方は、欧米やアジアの家族企業とは異なった在り方であり、より広く言えば日本の産業化の固有性を形成する一要因であったと言えよう。

註

（1）西京の履歴書を使用した考察の一部は、第七〇回日本社会学会（一九九七、於 千葉大学）で報告している。また［安岡、一九九九］でも考察が試みられている。西京以外でも明治五年（一八七二）に東京相続講で一八軒、明治二七年（一八九四）に大阪相続講で二六軒の履歴が作成されており［別二五六九］［追六八一―四］、大阪相続講については［安岡、一九九八a、一三六―一六二頁］で考察が試みられている。

（2）厳密には、明治一五年（一八八二）六月時点では八八軒が履歴書を提出しており、一軒が明治一八年一〇月に履歴書を提出している。またこの間に退講した家が明治一六年（一八八三）に一軒、明治一七年（一八八四）に二軒、明治一八年（一八八五）八月に三軒あり、明治一八年（一八八五）一〇月時点では八三軒が相続講に加入していたことになる。

（3）ちなみに松本通晴らの老舗調査（京都市内四七三軒中二四一軒、京都府下二三〇軒中一一五軒、全国任意都市二四四軒中六一軒の合計九四七軒中四一七軒から回答）によると、おおよそ実子相続は八〇％、養子相続は二〇％の割合であるから［松本、一九七九、四三頁］、三井の西京の別家においても養子相続の比率が高いことには違いない。

（4）表2中の田宮店への勤務は中川家である。中川家は、五代目九兵衛を除いて、実子、養子に関わらず田宮家へ奉公している。五代目九兵衛の時、田宮家にも三井にも奉公していないにもかかわらず三井から直暖簾を頂戴し、中川家は田宮家の別家でありながら、三井同族団においては、田宮家と同列の別家となっ

た。これは孫別家から別家への家格上昇の事例である。

(5) 近世商家においては、家や先祖の前では、たとえ当主といえども、その他の家成員と同列に置かれることがあった。例えば、別家が本家の当主を廃嫡した、京都の柏原家の事例を参照のこと［足立、一九五九、六五―七八頁］。

(6) こうした同列の考え方は長続きせず、三野村の死の直後、明治一一年（一八七八）には「盟約書」が改訂され、近世的所有観に基づく別家の権利は否定された。つまり現象としては近世三井と同様となり、別家は家産の共同所有から再び排除されることとなった［三井文庫、一九八〇、三八九―三九四頁］。

引用文献・史料

足立政男、一九五九、『近世商人の別家制度』、雄渾社。

有地亨、一九九三、『家族は変わったか』、有斐閣。

有賀喜左衛門、一九七二、『家（「日本の家族」改題）』、至文堂。

喜多野清一、一九六五、「日本の家と家族」（大阪大学文学部『大阪大学文学部紀要』第一一巻、五―四九頁）。

多田哲久、一九九九、「商家同族団における暖簾内と相続講」（社会学研究会『ソシオロジ』第四四巻第一号、三九―五四頁）。

――――、二〇〇〇、「三井の別家に見る株的性格」（社会学研究会『ソシオロジ』第四五巻第一号、掲載予定）。

中川敬一郎、一九八一、『比較経営史序説』、東京大学出版会。

――――、一九六九、「第二次大戦前の日本における産業構造と企業者活動」（三井文庫『三井文庫論叢』第三号、三井文庫、一八九―二一三頁）。

中野卓、一九七八、『商家同族団の研究　第二版　（上）』、未来社（初版、未来社、一九六四）。

松本通晴、一九七九、「京都の『老舗』の現状」（『季刊　消費と流通』第三巻第一号、四〇―四五頁）。

三井文庫、一九八〇、『三井事業史　本篇　第二巻』、三井文庫。

三井文庫所蔵、本一二一九―六、「暖簾内規則」。

――――、続一二八四、「入講名前録」。

――――、続一三四六―一〇、「相続講人員取調書」。

――――、続一三四六―一一、「相続講人員取調書」。

――――、続一三九三―四―一、「相続会規約」。

――――、別二五六九、「東京相続講銘々由緒書壱綴」。

――――、別二五七〇、「西京相続講中履歴書一綴」。

――――、追六八一―三、「相続講中聯名所書」。

――――、追六八一―四、「大阪別家中履歴書」。

――――、追一三〇四―三、「相続講姓前記」。

安岡重明、一九九〇、『財閥の経営史』、社会思想社（初版、日本経済新聞社、一九七八）。

――――、一九九八a、『近世商家の経営理念・制度・雇用』、晃洋書房。

――――、一九九八b、『財閥経営の歴史的研究』、岩波書店。

――――、一九九九、「別家制度から重役制度へ」（『同志社商学』第五〇巻第三・四号、一―二三頁）。